

山添村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
山添村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子どもたちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにする。

「学校における働き方改革」について、平成31年1月25日の中央教育審議会答申の中で「子どものためであればどんな長時間勤務も良しとするという働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは『子どものため』にはならないものである。教師のこれまでの働き方を見直し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになる」という理念が示されている。

「学校における働き方改革」は、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子どもたちに真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにするためのものであり、今、まさに、全ての教育関係者が、学校における働き方改革に向けた取組を、確実に推進していかなければならない。

以上のような国及び県の動向等を踏まえ、山添村においても「山添村立学校の管理運営に関する規則」に則り、教育職員にかかる業務量の適切な管理を実施するとともに、教員を支援する外部人材及び支援スタッフ等の配置に取り組んできたところである。

今後、教育委員会及び学校は、本実施計画に基づき、地域や学校の実態に応じて、学校の業務改善及び教職員の意識改革を進め、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立することで、子どもたちによりよい教育につなげていくこととする。

(2) 本村の現状

○本村では、令和6年4月に山添村立学校の管理運営に関する規則で所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限について定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和5年度における時間外在校等時間の状況】

	年平均	月30時間を 上回る割合	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	月21時間13分	8.3%	0.0%	0.0%
中学校	月43時間04分	41.7%	50.0%	0.0%

【令和6年度における時間外在校等時間の状況】

	年平均	月30時間を 上回る割合	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	月25時間11分	8.3%	0.0%	0.0%
中学校	月35時間02分	58.3%	16.7%	0.0%

【令和6年における年次有給休暇の平均取得日数】

	年次有給休暇の平均取得日数
小学校	年間10日1時間53分
中学校	年間10日1時間59分

○時間外在校等時間が30時間を超える割合が、小学校で8.3%、中学校で75.0%となっている。教職員の長時間勤務の要因の多くを部活動指導が占めているという現状を踏まえ、学校部活動の在り方を検討することによって、教育職員の業務に必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成をめざす目標は、以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1 箇月時間外在校等時間が45時間を上回る割合を0%にする。
- 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする。
- 心の健康チェック事業ストレスチェックにおける働きがいに関する質問事項への肯定的な回答の割合を60%以上にする。【R6：55.6%】

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- ◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - 各地域の実情を踏まえつつ、「広報やまぞえ」などを通じて、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◇ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - 放課後から夜間における見回りについては、やまぞえ防犯パトロール隊が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - 学校運営協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

- ◇ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - 学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進める。なお、給食費については、令和4年度から公会計化を実施している。
- ◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - 首長部局と連携し、山添村の顧問弁護士と相談しながら、教育委員会等の行政機関の責任において、教育職員に過度な時間的・精神的負担がかかっているような苦情等に対応する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◇ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - Google Workspace for Educationの機能等を活用することにより、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ◇ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - 水泳学習については、民営プールを活用した水泳授業ができるよう、教育委員会において令和8年度から外部委託を行う。
- ◇ 部活動（「3分類」⑬関係）
 - 令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動を廃止する。平日の部活動についても、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。
 - 休日における学校部活動の廃止に伴い、中学生が活動できる機会を保障するため、地域クラブ活動の充実に努める。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◇ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の配置拡充に努める。
 - 校務支援システムの機能や技術等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
 - Google Workspace for Educationやプロジェクター型電子黒板の機能や技術等を活用することによって、授業準備や授業進行をスムーズに行えるようにする。
- ◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）
 - 学校運営協議会やコミュニティ協議会において、不登校傾向の子ども

もや寄り添いが必要な子どもへの対応について協議を重ね、地域住民や関係機関が連携し、学校だけでは対応できない不登校などの課題にチームとして取り組む体制を構築する。

- 特別支援教育支援員や不登校児童生徒支援員等を配置し、特別な配慮を要する児童生徒への支援体制を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- 義務教育学校の設置に伴い、校務分掌の再整理を行うことで、校務運営組織の見直し、管理職のリーダーシップや校務の在り方、教職員の働き方の見直しを行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- I 箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、原則、医師による面接指導を実施する。
- II 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、夏季休業の期間中に連続して7日間以上（土日祝を含む）の学校閉庁日を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、山添村公式ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告するものとする。
- 学校での児童生徒等の支援に関わる人材確保にあたり、首長部局や学校運営協議会と連携して取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している校務支援システムの出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者や地域住民、首長部局に対して、「業務の3分類」をはじめとする学校における働き方改革についての周知を行うとともに、学校への理解と協力を得られるよう取り組む。